新規則第十二条第十一項第二号	臨時贈与認定中小企業者の経営承継受贈者が当該特別贈与により取得をした当該会社の株式の贈与税の申告書の提出期限の翌日から当該認定の有効期間の末日までの期間内に経営承継相続会社の常時使用する従業員の数の合計数に対する当該臨時贈与報告基準日の常時使用する従業員の数の割合（当該臨時贈与報告基準日の前日の属する事業年度の末日における当該経営承継相続会社の常時使用する従業員の数で除して計算した数）	当該臨時贈与報告基準日における常時使用する従業員の数
新規則第十三条第一項及び第二項	特定特別子会社	特別子会社
新規則第十三条第一項第八号	当該特別贈与認定中小企業者等の経営承継受贈者が、当該特別贈与認定中小企業者等の代表者（代表権を制限されている者を除き、第九条第四項各号に掲げる者を含む。）であること。 イ　当該特別贈与認定中小企業者等の経営承継受贈者が、次に掲げるいずれにも該当する者であること。 (1)　当該特別贈与認定中小企業者等の代表者（代表権を制限されている者を除き、第九条第四項各号に掲げる者を含むものとする。）であつて、当該特別贈与認定中小企業者等の経営承継相続受贈者との関係が同項第一号に規定する親族関係者に該当するもの (2)　当該特別贈与認定中小企業者等の経営承継相続受贈者が当該特別贈与認定中小企業者等の代表者であつた場合において、当該特別贈与認定中小企業者等の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権数を有していた者等当該経営承継相続受贈者と特別の関係がある者で、当該特別贈与認定中小企業者等の株式等を有するもの (3)　当該特別贈与認定中小企業者等の経営承継相続受贈者が当該特別贈与認定中小企業者等の代表者であつた場合において、当該経営承継相続受贈者と当該特別贈与認定中小企業者等の株式等を有する者との間に当該特別贈与認定中小企業者等の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権数を有する当該者等との関係その他の事由により当該経営承継相続受贈者と当該特別贈与認定中小企業者等の経営を実質的に支配することができる関係として財務省令で定める関係がある者 ロ　当該相続の開始の直前において、当該経営承継受贈者の親族であつたこと。	
新規則第十三条第一項第三号	前条第六項第一号に掲げる者に該当しないこと。	当該臨時贈与報告基準日又は当該臨時贈与報告基準日における当該認定中小企業者の常時使用する従業員の数が当該認定に係る贈与の時における

第五条　第三条第一号及び第二号に掲げる者に対する次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第六条　第三条に掲げる者に対する次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第七条　第三条に掲げる者に対する次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

新規則第十三条の二第二項	にあつては災害等が発生した日（当該日が所得税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四号）の施行の日前である場合には、当該施行の日の前日）	にあつては災害等が発生した日（当該日が所得税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四号）の施行の日前である場合には、当該施行の日の前日）
新規則第十三条の三第一項第二号	又は当該特定贈与認定中小企業者の当該期間（当該日が当該期間の末日後である場合には、当該期間）に係る事業年度の常時使用する従業員の数	当該臨時贈与報告基準日又は当該臨時贈与報告基準日において当該認定中小企業者の常時使用する従業員の数
新規則第十三条の三第一項第三号	贈与認定中小企業者の当該期間（当該日が当該期間の末日後である場合には、当該期間）に係る事業年度の常時使用する従業員の数の合計数を当該期間内に存する当該贈与認定中小企業者の数で除して計算した当該贈与報告基準日の常時使用する従業員の数（当該日が当該期間の末日後である場合には、当該末日）が、当該贈与報告基準日の前日の属する事業年度の末日における当該贈与認定中小企業者の常時使用する従業員の数の合計数を当該期間内に存する当該贈与認定中小企業者の数で除して計算した当該贈与報告基準日の前日の属する事業年度の末日における当該贈与認定中小企業者の常時使用する従業員の数の百分の五十に相当する数を下回ること。	当該臨時贈与報告基準日又は当該臨時贈与報告基準日において当該認定中小企業者の常時使用する従業員の数が当該認定に係る贈与の時における当該贈与報告基準日の前日の属する事業年度の末日における当該認定中小企業者の常時使用する従業員の数の百分の五十に相当する数を下回ること。
新規則第十三条の三第一項第三号	前条第六項第一号に掲げる者に該当しないこと。	前条第一項第六号に掲げる者に該当しないこと。